

(別紙)

宮城県に住所を有する者の狩猟者登録の取扱いについて

令和8年度に宮城県に住所を有する者が県内で狩猟を行おうとする場合の狩猟者登録の取扱いは、次のとおりとします。

1 狩猟者登録の申請方法

- (1) 申請書による申請（郵送または持参により提出）
- (2) 電子申請システムによる申請

2 申請書による申請の場合

- (1) 狩猟者登録申請書の提出先

申請者の住所地を所轄する各地方振興事務所又は各地方振興事務所地域事務所の林業振興部

- (2) 提出書類等

- ア 狩猟者登録申請書 1部
各地方振興事務所及び地方振興事務所地域事務所で配布しているほか、宮城県自然保護課ホームページ（下記 URL）からダウンロードできます。
<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sizenhogo/syuryoutouroku.html>
 - イ 損害の賠償に係る要件を備えていることを証する書類 1部
※申請年度の一般社団法人日本猟友会の共済事業の被共済者であることの証明書、または損害保険会社の損害保険契約（狩猟に起因する事故のために他人の生命または身体を害したことによって生じた法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害に係るものであって、保険金額が3千万円以上であるものに限る。）の被保険者であることの証明書
 - ウ 写真 2枚
※申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦の長さ3.0cm×横の長さ2.4cmで裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの
- (3) 狩猟税の減免措置を受ける場合に必要な提出書類等
- ア 対象鳥獣捕獲員である場合
環境省関係鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律施行規則第2条第2項に規定する証明書 1通
 - イ 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者の場合
 - ①認定鳥獣捕獲等事業者の認定証の写し 1通
※捕獲等従事者として所属する認定鳥獣捕獲等事業者が現に受けている認定に係る認定証（鳥獣保護管理法施行規則第19条の第9第1項に規定するもの）の写し
 - ②認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者であることを証する証明書 1通
※鳥獣保護管理法施行規則様式第16の2により認定鳥獣捕獲等事業者が自ら作成する証明書。なお、狩猟者登録の申請書提出時に認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者であることが必要。

③申請者が所属する認定鳥獣捕獲等事業者が、認定鳥獣捕獲等事業（認定を受けた猟法・対象種等の認定に係る鳥獣捕獲等事業）を実施されたことを証する書類・・・・・・・・・・1通
※当該事業の委託契約書の写し等。なお、当該事業は申請前1年以内に宮城県内で実施されたものであって、かつ、鳥獣保護管理法第9条第1項の許可を受けた者又は当該許可を受けたとみなされた者が行うものに限る。

④上記③の事業に従事した際の従事者証の写し・・・・・・・・・・1通
※従事者証に記載された内容（有効期間、捕獲等の目的・区域等）が、上記③の事業に対応したものに限る。なお、従事者証に記載の目的は、鳥獣保護管理法第9条第1項に規定する鳥獣の管理に係るものに限る。

ウ 鳥獣の管理の目的の捕獲許可を受けた者の場合の場合

①鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「法」という。）第9条第7項の許可証の写し又はこれに準ずる書面・・・・・・・・・・1通

②当該許可捕獲等に係る法第9条第13項の報告を記載した書類又はこれに準ずる書類
・・・・・・・・・・1通

※②については、実際に捕獲に従事した日付を記載すること。

エ 鳥獣の管理の目的の捕獲許可に従事した者又は指定管理鳥獣捕獲等事業に従事した者の場合

①法第9条第8項の従事者証の写し又はこれに準ずる書面・・・・・・・・・・1通

②従事者として従事した鳥獣の捕獲等の結果として捕獲等に従事した場所、その捕獲等をされた鳥獣の種類別の員数及び処置の概要を記載した書類又はこれに準ずる書類・・・・・・・・・・1通

※②については、実際に捕獲に従事した日付を記載すること。

3 電子申請システムによる申請の場合

(1) 電子申請システムの利用方法

宮城県自然保護課ホームページ（下記 URL）に掲載している申請フォームから申請を行ってください。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sizenhogo/syuryoutouroku.html>

※住所地により申請フォームが異なりますので注意してください。

(2) 提出書類及び提出方法

ア 提出書類等

上記2（2）及び（3）に記載の書類

イ 提出方法

申請フォームにデータを添付、又は郵送等により提出

※電子申請システムを利用する場合、申請フォームに添付することができるものと別途郵送等により原本の提出が必要なものがあります。下記を参照のうえ、各書類の提出方法にご注意ください。

<電子申請システムを利用する場合の各書類の提出方法>

提出書類等		提出方法
2 (2) イ	損害の賠償に係る要件を備えていることを証する書類	郵送または持参
2 (2) ウ	写真	郵送または持参
2 (3) ア	環境省関係鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律施行規則第2条第2項に規定する証明書	郵送または持参
2 (3) イ ①	認定鳥獣捕獲等事業者の認定証の写し	電子データを添付 または郵送・持参
2 (3) イ ②	認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者であることを証する証明書	郵送または持参
2 (3) イ ③	申請者が所属する認定鳥獣捕獲等事業者が、認定鳥獣捕獲等事業（認定を受けた猟法・対象種等の認定に係る鳥獣捕獲等事業）を実施されたことを証する書類	電子データを添付 または郵送・持参
2 (3) イ ④	2 (3) イ ③の事業に従事した際の従事者証の写し	電子データを添付 または郵送・持参
2 (3) ウ ①	法第9条第7項の許可証の写し又はこれに準ずる書面	電子データを添付 または郵送・持参
2 (3) ウ ②	当該許可捕獲等に係る法第9条第13項の報告を記載した書類又はこれに準ずる書類	電子データを添付 または郵送・持参
2 (3) エ ①	法第9条第8項の従事者証の写し又はこれに準ずる書面	電子データを添付 または郵送・持参
2 (3) エ ②	従事者として従事した鳥獣の捕獲等の結果として捕獲等に従事した場所、その捕獲等をされた鳥獣の種類別の員数及び処置の概要を記載した書類又はこれに準ずる書類	電子データを添付 または郵送・持参

4 申請手続等

- (1) 申請の受付は、令和8年9月24日（木）から開始します。
- (2) 申請書による申請の場合はできるだけ個人扱いを避け、各狩猟者団体で取りまとめの上、一括申請してください。また、**申請書類が大量になる場合など、各地方振興事務所又は各地方振興事務所地域事務所まで事前に御連絡ください。**
- (3) 狩猟事故防止のために狩猟期前に射撃訓練を行い、その射撃証明書を添付の上、申請するよう努めてください。

5 狩猟税及び狩猟者登録手数料

(1) 狩猟税

次に掲げる区分に応じた税額とします。

免許の種類・区分		税額
網猟・わな猟	① 下記②以外の者	8, 200円
	② 申請年度の県民税の所得割額を納付することを要しない者のうち、控除対象配偶者又は扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者で、住所地の市町村長の発行した証明書を添付した者	5, 500円
第一種銃猟	① 下記②以外の者	16, 500円
	② 申請年度の県民税の所得割額を納付することを要しない者のうち、控除対象配偶者又は扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者で、住所地の市町村長の発行した証明書を添付した者	11, 000円
第二種銃猟免許	—	5, 500円

※申請時において、宮城県の市町村に属する対象鳥獣捕獲員である者又は申請前1年以内に宮城県の区域内で認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者として認定鳥獣捕獲等事業に従事した者は非課税となります。

※申請前1年以内に宮城県の区域内で鳥獣の管理の目的の捕獲許可（有害鳥獣捕獲許可及び個体数調整捕獲許可）を受けて許可捕獲に従事した者又はその従事者（指定管理鳥獣捕獲等事業従事者を含む。）として許可捕獲に従事した者は税率が2分の1（100円未満切捨）になります。

(2) 狩猟者登録手数料

登録する免許1種類あたり1, 800円

(3) 納付方法

ア 申請書による申請の場合

狩猟税の税額は、各県税事務所で申請書類を審査し税額を確定します。その後に、セルフレジ※にて税額に相当するレシートを購入のうえ、申請書に貼り付けるものとします。

なお、手数料については、レシートを事前に貼り付けてもよいものとします。

※県庁または各合同庁舎に設置している無人型のセルフレジで手数料等を支払いの上、出力されるレシートを申請書へ貼付して提出してください。

イ 電子申請システムによる申請の場合

オンライン決済（クレジットカードまたはPayPay）

6 注意事項

(1) C S F（豚熱）等への対応

宮城県内でC S Fに感染した野生イノシシが確認されているので、狩猟をする際は、以下のとおり防疫措置（消毒など）を徹底してください。

ア 入猟前、入猟後に靴・衣類、道具、手指、車両等の消毒

イ イノシシを捕獲した時は、捕獲地点・埋設場所等を消毒

(2) 狩猟の制限の可能性について

今後の宮城県内及び宮城県境付近での野生イノシシのC S F感染確認状況により、狩猟を制限する可能性があります。

(3) 狩猟税の取扱い

狩猟税は、狩猟者登録を受ける者に対して課される税金です。上記により狩猟が制限された場合であっても、納税された狩猟税等については返還できませんのでご注意ください。

(4) イノシシ及びニホンジカの有害鳥獣捕獲等について

宮城県では、狩猟期間中においても県内各地（鳥獣保護区を含む）において、イノシシ及びニホンジカの有害鳥獣捕獲や指定管理鳥獣捕獲等事業を実施することがありますので、事前に情報を収集するなど狩猟事故の未然防止に留意願います。

(5) イノシシ肉・ツキノワグマ肉及びニホンジカ肉の出荷制限について

宮城県では、イノシシ肉・ツキノワグマ肉及びニホンジカ肉について、県内全域を対象に国から出荷制限指示が出されており、現在も継続しています。

宮城県内で捕獲したツキノワグマの肉については、出荷（市場流通）しないようお願いします。

なお、イノシシ肉については、宮城県が定める出荷・検査方針に基づき管理されたイノシシ肉で、大崎市内の「ジビエの郷おおさき」が出荷するものについては、令和5年10月16日付けで出荷制限が一部解除されております。

また、ニホンジカ肉については、宮城県が定める出荷・検査方針に基づき管理されたニホンジカ肉で、石巻市内の「丸信ワイルドミート」、「アントラークラフツ」及び女川町内の「ヤマノメグミ合同会社」が出荷するものについては、令和2年3月27日付けで出荷制限が一部解除されております。

一方、捕獲した野生鳥獣の処分に当たっては、従前と同様に、鳥獣保護管理法等に定める処理を行って構いません。